

(別紙)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）に関する意見募集（パブリックコメント）
を実施した際からの技術的修正による変更点（傍線部分）

修正箇所	修正前（改正後の条文）	修正後（改正後の条文）
第二条	<p>第一条中第十八号を第十九号とし、<u>第五号から第十七号まで</u>を一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 <u>一般照明用の蛍光ランプ（コンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプを除く。）</u>であって、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</p>	<p>第一条中第十八号を第十九号とし、<u>第十一号から第十七号まで</u>を一号ずつ繰り下げ、<u>同条第十号中「第十二号イ」を「第十三号イ」</u>に改め、<u>同条第十号</u>とし、<u>同条中第九号を第十号とし、第五号から第八号まで</u>を一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 <u>一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプ以外の一般照明用の蛍光ランプ</u>であって、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの</p>
附則第一条第三号	三 <u>第二条及び附則第五条第一項の規定</u> 令和九年一月一日	三 <u>第二条並びに附則第五条第一項及び第三項の規定</u> 令和九年一月一日
附則第二条	第一条の規定による改正後の第一条第一号、第三号、第六号及び第十一号に掲げる特定水銀使用製品（水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使	第一条の規定による改正後の <u>水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令</u> 第一条第一号、第三号、第六号及び第十一号に掲げる特定水銀使用製品（水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下

	<p>用製品をいう。以下同じ。) <u>(第一条の規定による改正前の第一条第一号、第三号、第六号及び第十一号に掲げるものを除く。)</u>に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。</p>	<p>「法」という。) 第二条第一項に規定する特定水銀使用製品をいう。以下同じ。) <u>であって第一条の規定による改正前の水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（次条第三項において「旧水銀汚染防止法施行令」という。）</u> 第一条第一号、第三号、第六号及び第十一号に掲げる<u>ものであるもの以外のもの</u>に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。</p>
<p>附則第三条第三項</p>	<p>-</p>	<p><u>平成三十年一月一日から令和二年十二月三十一日までの間に製造され、又は輸入された旧水銀汚染防止法施行令第一条第一号及び第十一号に掲げる特定水銀使用製品についての第一条の規定の施行後における水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（以下「水銀汚染防止法施行令」という。）</u> 附則第四条の規定の適用については、同条中「<u>前条第一項に規定する</u>」とあるのは、「<u>水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）第一条の規定による改正前の第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）及び第十一号に掲げる</u>」とする。</p>

<p>附則第四条</p>	<p>第二条の規定による改正後の<u>第一条第三号、第四号及び第五号に掲げる特定水銀使用製品</u>（第二条の規定による改正前の第一条第三号及び第四号に掲げるものを除く。）に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。</p>	<p>第二条の規定による改正後の<u>水銀汚染防止法施行令第一条第三号から第五号までに掲げる特定水銀使用製品であって第二条の規定による改正前の水銀汚染防止法施行令（次条第三項において「<u>第三号改正前水銀汚染防止法施行令</u>」という。）</u>第一条第三号及び第四号に掲げるものであるもの以外のもの</p> <p>に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。</p>
<p>附則第五条第三項</p>	<p>-</p>	<p>附則第三条第三項に規定する期間に製造され、又は輸入された<u>第三号改正前水銀汚染防止法施行令第一条第五号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定水銀使用製品</u>についての第二条の規定の施行後における水銀汚染防止法施行令附則第四条の規定の適用については、同条中「<u>前条第一項に規定する</u>」とあるのは、「<u>水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第 号）</u>第二条の規定による改正前の第一条第五号、第八号（<u>マーキュロクロム液に限る。</u>）から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる」とする。</p>

附則第六条	<p>第三条の規定による改正後の第一条第四号及び第五号に掲げる特定水銀使用製品（<u>第三条の規定による改正前の第一条第四号及び第五号に掲げるものを除く。</u>）に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。</p>	<p>第三条の規定による改正後の<u>水銀汚染防止法施行令第一条第四号及び第五号に掲げる特定水銀使用製品であって第三条の規定による改正前の水銀汚染防止法施行令第一条第四号及び第五号に掲げるものであるもの以外のもの</u>に係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。</p>
-------	--	--